

4 . 望ましい文化都市像

4 - 1 . 望ましい文化都市像

文化推進委員会からの提言・意見、定例会での検討を踏まえたうえで、第3章で掲げた4つの文化活動に大別し、望ましい文化都市像を定めます。

島本らしさ

～住民ひとりひとりが参加し創っていくまちを目指して～

歴史文化

歴史・文化が香るまち

芸術文化

身近に芸術にふれあえるまち

環境文化

清らかな水と豊かな緑のあるまち

地域文化

住民が郷土愛をもつまち

5 . 取り組みの内容（文化施策と行動）

4章の望ましい文化都市像を受け、4つの文化ごとに町として進める施策の内容と体系を示しています。

5 - 1 . 歴史文化

島本町の歴史や文化遺産について、住民自らがより興味を持ち、より理解を深められるような環境を整備し、まち全体を歴史・文化の香るまちにする。

・内外に「歴史文化のまち・島本」を広くPRしていくために、鉄道会社、町内企業などとの連携を視野に入れる。

・文化財の保存・今後の活用などについては、住民の財産としての文化財に、より身近に接することができるように工夫する。

・「わがまち・しまもと」への愛着を高めるため、歴史文化資源を活かしたまちづくりをすすめながら、他の歴史都市などとの交流を図る。

・住民に島本町の文化遺産の再発見と郷土愛を深めてもらうために「史跡をたずねて」といった文献の編纂

・遺跡範囲の確認のための埋蔵文化財調査事業の推進を図る。

・文化財めぐり等

・町立歴史文化資料館の充実

・有形文化財等の収集・整理

・文化財を活かしたまちづくり

・民具の保存と展示

・うたの研究とうたをテーマとした事業・教室の実施

・まちの文化の特色（文化的カラー）をつくりあげる。

・歴史街道での内外へのPR、他市町村とのネットワークづくり

・子どもたちが関わることができ、次代へ継承していく基盤づくり

5 - 2 . 芸術文化

すべての住民が身近に芸術を鑑賞したり、触れ合ったりできる環境づくりをすすめます。

・ 芸術の鑑賞・ふれあいの機会が、新たな創造の意欲を引き出すというような波及効果を重要視する。

・ 子どもたちへ祭りなどの伝統文化・伝統芸能を継承する。

・ 文化活動を行う場合に、適切な指導・助言などが受けられるような体制づくりをすすめる。

・ 関係組織を含むネットワークづくりと、情報の公開や交流・発信などを行う。

・ 学習・文化活動の援助

・ 講演会、講座、シンポジウムなどの開催

・ 芸術家等の養成及び確保

・ 住民の鑑賞等の機会の充実

・ 美術を活かしたまちづくりの推進

・ 各種音楽教室・講習会等の開催

・ 楽器等の備品の整備を進める。

・ 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

・ 学校教育における文化芸術活動の充実

5 - 3 . 環境文化

私たちは山・川などの自然を空気と同じように、その存在を当然のこととして、存在と恩恵を忘れてはいないでしょうか。

山や森林にしても、通常自然のままとみられていますが、太古からの自然ではありません。人間の手が加えられた自然と人間との産物であり、そこにはまた、自然と動植物の生態系が息づいています。このような自然環境も文化遺産として保全していき、清らかな水と豊かな緑のあるまちづくりをすすめます。

- ・島本に残る竹林や畑、川や滝、里山などを保全し、それらの空間を確保する。
- ・離宮の水の保存
- ・自然環境保護に関する諸施策を推進する。
- ・歴史教育などとあわせて環境教育を推進する。
- ・農地を計画的に保全するための組織体制を整備する。
- ・リサイクル、まちの美化を進め、島本町の文化とする。
- ・建築に当たって緑地の確保、水と緑のイメージを壊さないデザインへの配慮
- ・都市景観基本計画の策定
- ・ホタルの保護と育成
- ・日本の食文化を守る

5 - 4 . 地域文化

地域文化は世代をこえ時代をこえて伝播されてこそ、はじめて地域の人々の生活の中に根をおろすことができます。従って地域住民の間に、この誇りをもって伝えようとする強い意思と努力がなければ、地域固有の文化といえどもその生命力は枯れてしまうでしょう。

ともすれば固有の伝統文化は近代的文化の画一性の波にのみこまれようとし、その両文化のせめぎあいのなかで意識化された住民による文化活動によってこそ調和が生まれ、新しい本町固有の、また島本らしさがあふれる文化が創造され、住民が郷土愛をもつまちとなるでしょう。

- ・ 住民が利用しやすい施設等を整備する。施設予約のシステムを確立する。
- ・ 文化活動などの利用施設として、従来の文化関係施設のほか、学校をはじめとする地域の諸施設の利用促進を図る。
- ・ 住民の文化活動について、学校や企業、各種団体や文化団体などとの幅広い連携を図る。またその一環として、住民団体等の活動情報を発信できるよう、HPづくりなどを支援する。
- ・ 地域に伝わる郷土文化の保存と継承
- ・ 文化・子育て・人権・スポーツ・青少年・男女といった交流の場として、生涯学習センターの整備を進める。
- ・ 近所づきあい、助け合いを進める。
- ・ 地域における文化活動の振興
- ・ 異世代交流の推進
- ・ 学校開放の拡充
- ・ 駅前広場の整備
- ・ 住民講座の開設
- ・ 公共施設等の外国語表示と生活情報の提供充実
- ・ 青少年の文化芸術活動の充実
- ・ 児童生徒の地域活動促進事業
- ・ クラブ活動・文化祭等の充実
- ・ 青少年の社会参加の拡充
- ・ 住民意識の改革（ボランティアの組織化、地域文化の担い手は住民）
- ・ 文化活動により商店街活性化を進め、活気ある街並みをつくる。

6 . 施策の進行管理と評価

文化は時代とともに変化するものであり、継承していくもの、新たに創出されるものなど一様ではありません。そのため、文化施策については長期的な展望に立ち、人材育成を行うとともに、庁内や文化施設に専門的な人材を配置して、ニーズの変化に柔軟に対応していかなければなりません。

今後の文化行政の推進においては、住民の満足度の把握や事業評価を適切に行うことが必要であり、客観性を重視した評価基準および評価体制を構築し、計画に掲げた各施策が達成できるように検証・見直しを行っていきます。

6 - 1 . 計画と実施

第5章であげた取組みの内容を、具体的に計画し、実行します。また、町広報誌等により積極的に情報を提供します。

6 - 2 . 評価

どの程度目的が達成されたのか、事業の進め方に問題がないかを評価します。住民による評価も行います。またその結果を公表します。

6 - 3 . 改善

評価に基づき、改善策をたてます。